

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和 6 年 10 月 10 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 最近の税関行政・関税制度

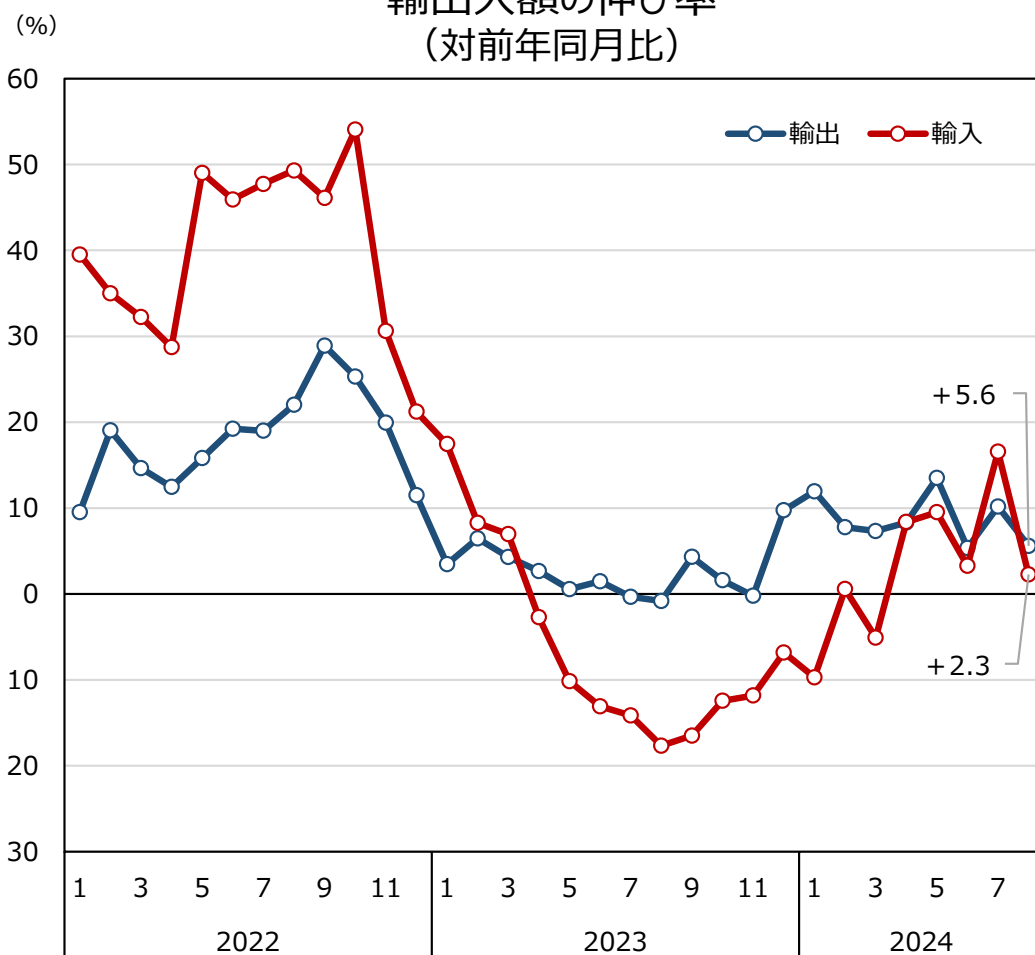
2. 国際関係

3. 令和 7 年度関税改正

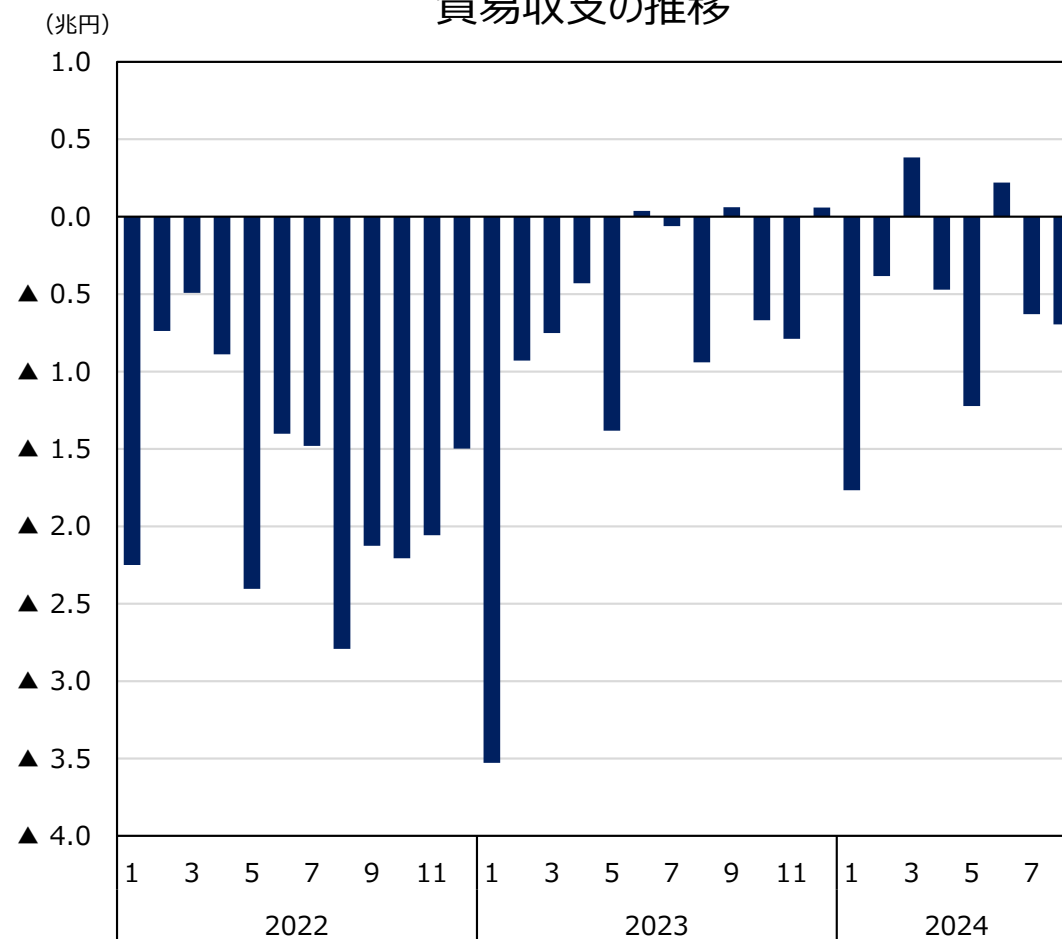
日本の輸出入の最近の動向

- 輸出額は、2022年以降、自動車の輸出が増加し、対前年同月比で増加傾向。
- 輸入額は、石油、石炭、LNGなどのエネルギー資源の輸入増等により、2022年は急増したが、2023年はその反動で減少。ここ数ヶ月は再び増加傾向。
- 輸出額から輸入額を差し引いた赤字額は、2023年以降は縮小傾向。

輸出入額の伸び率
(対前年同月比)



貿易収支の推移

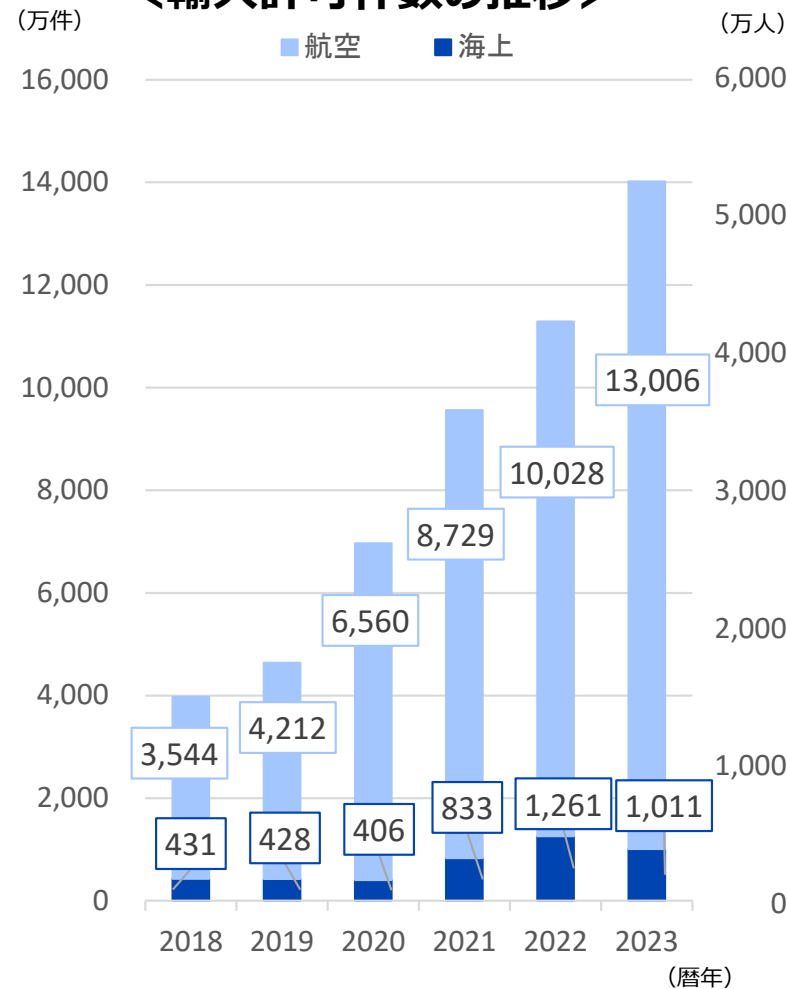


(出所) 財務省「貿易統計 (2024年8月速報値まで)」

税関における主要業務量の推移

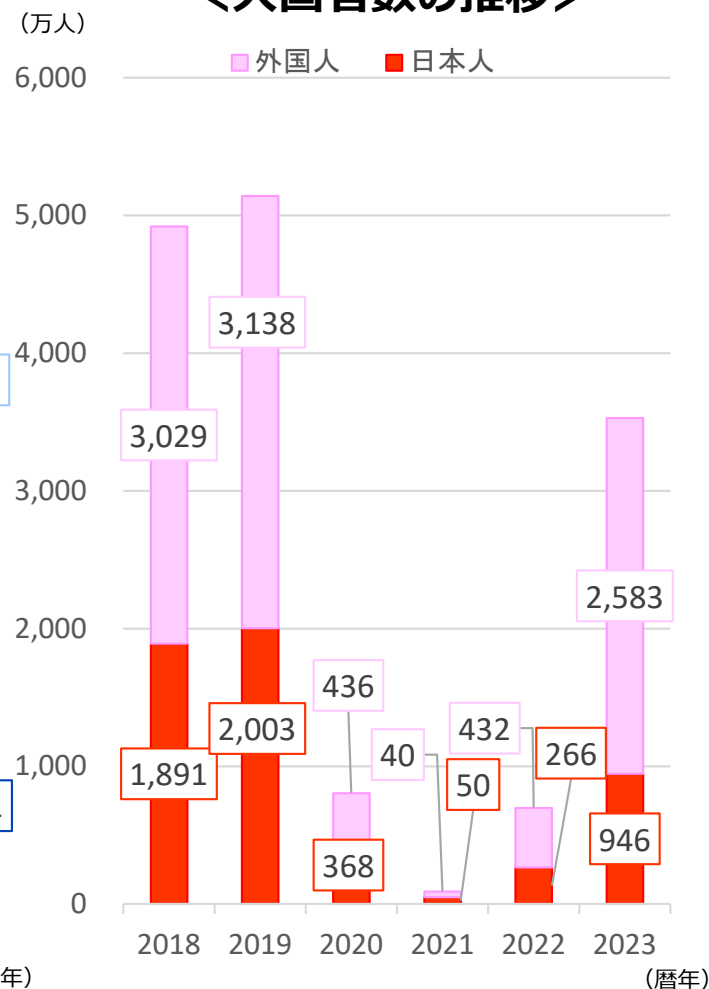
- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2023年には航空貨物の輸入許可件数が2018年比約3.7倍、海上貨物についても2018年比約2.3倍と増加。
- 2023年の入国者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅減となっていた前年比約5倍と急激に回復。
- 2023年度の税関における関税等収入額は前年度比7.3%減の約13.1兆円であり、租税及び印紙収入の約16.9%に相当。

＜輸入許可件数の推移＞



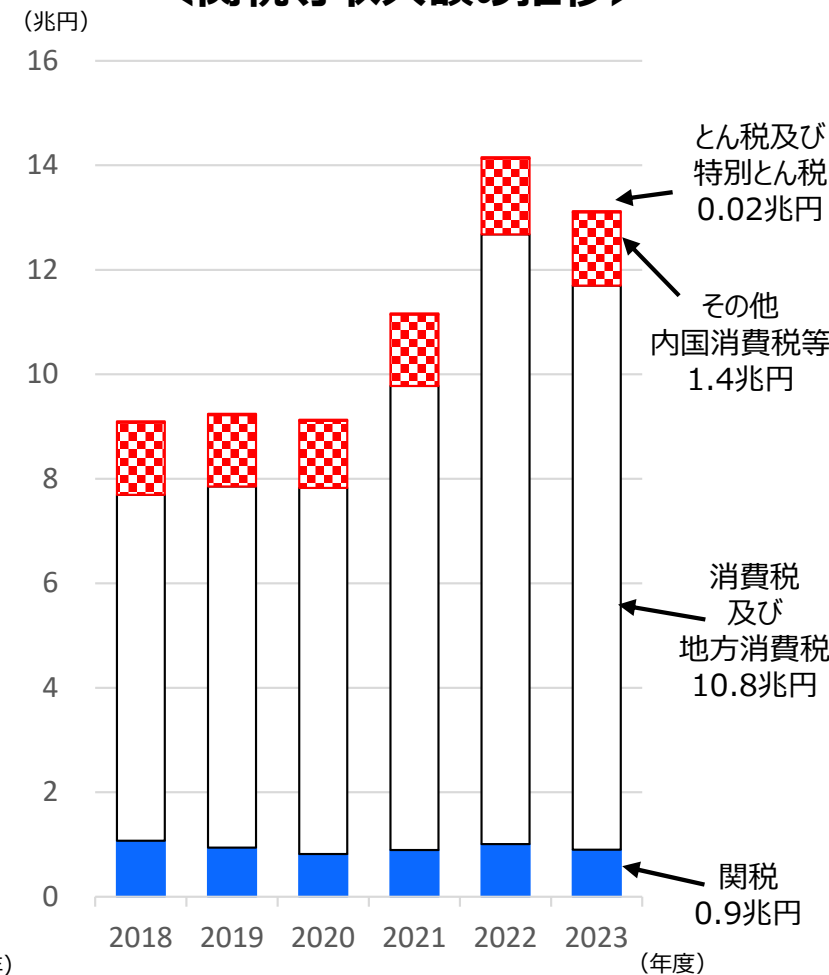
(出所) 財務省関税局

＜入国者数の推移＞



(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」

＜関税等収入額の推移＞



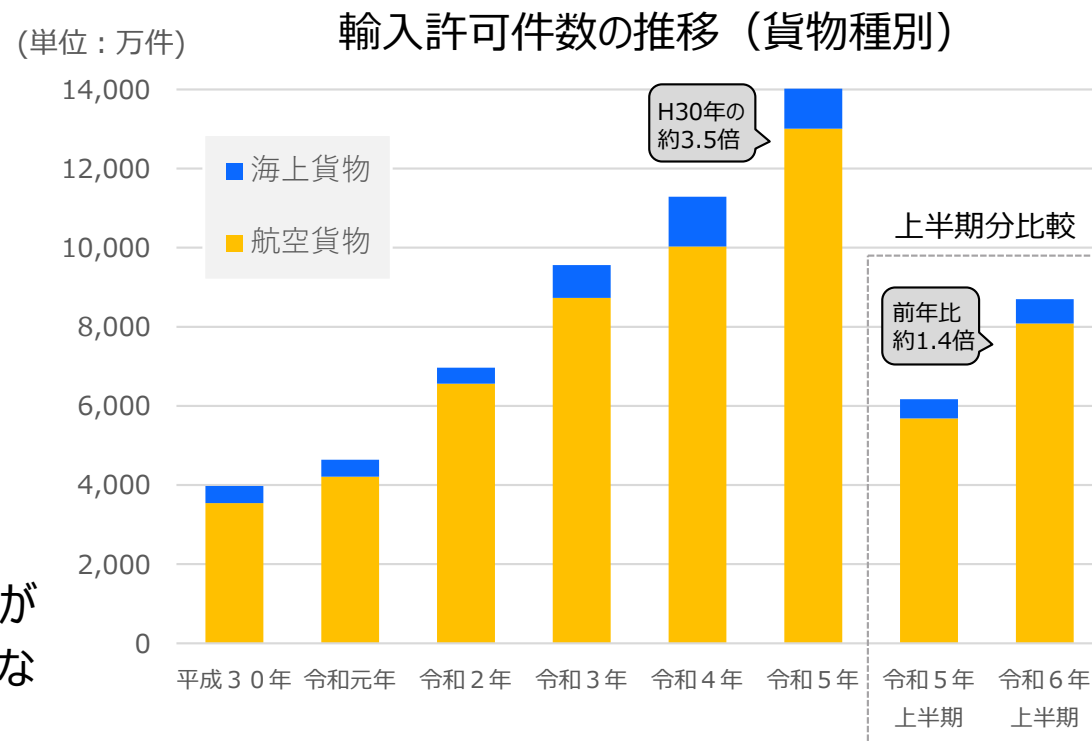
(出所) 財務省関税局

急増する輸入貨物への対応

輸入貨物急増の現状と課題

- ❑ 越境電子商取引（EC）の拡大に伴い、輸入許可件数が大幅に増加。
 - 令和5年の航空貨物の輸入許可件数は1億3千万件超と、5年間で約3.7倍に増加
 - 令和5年の海上貨物の輸入許可件数も同期間で約2.3倍に増加
 - 令和6年もこうした傾向は継続
- ❑ こうした中、不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が多数摘発。FS利用貨物の、なりすましによる不適切な輸入や、低価申告による脱税事案が顕在化。

（注）フルフィルメントサービス（FS）は、ECプラットフォーム等が提供する、電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス。



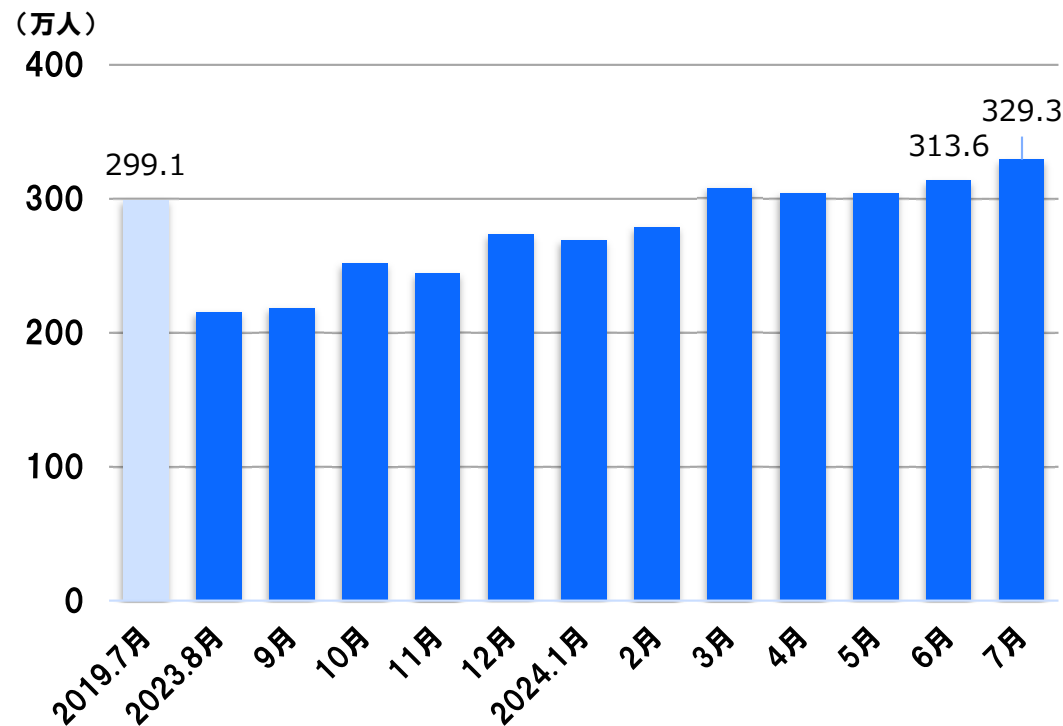
関税局・税関における対応

- ❑ 令和5年度関税改正において、輸入貨物に係る適正な国内連絡先の確保を図るほか、なりすまし輸入が虚偽申告輸入罪となることを明確化。また、輸入申告項目（通販貨物の該否、国内運送先等）の追加等を規定。
- ❑ 令和7年10月には、海上小口貨物（少額免税の対象となる通販貨物である等の一定の要件を満たすもの）について、簡易な通関手続を導入予定。
- ❑ こうした措置を通じ、貨物の類型等に応じて適切なリスク管理を行うことで、厳格な水際取締りと迅速かつ適正な通関を両立していく必要。

入国者数の増加に向けた対応等

- 2024年上半期の訪日外国人旅行者数は、2019年同期比で約107%と増加しており、円安の影響等による訪日需要の高まりを受け、今後も更なる増加が見込まれる。
- 2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人を受け入れる政府目標に向かっていくなか、入国手続の更なる効率化や時間短縮が必要不可欠な状況。
- 税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）を7大空港に、QRコード読取端末を全ての税関空港に配備。
- 2024年1月から、税関・入管手続きを1台で同時に行うことができる「共同キオスク」を羽田空港第2ターミナルに導入し、手続きに係る時間短縮を図るべく、実証実験を実施。今後、主要空港へ拡大配備予定。

＜訪日外国人旅行者数の推移＞



(出所) 日本政府観光局「訪日外客統計（2024年7月は速報値）」

○税関における電子申告手続の概要



○共同キオスク利用者の案内・誘導イメージ



手続終了時に表示されたルート案内を入国審査場・税関検査場まで表示することで、利用者に分かりやすい動線を構築

厳格な水際取締り

- 輸入貨物や訪日外国人旅客等が増加する中、爆発物等のテロ関連物資の国内流入を阻止するため水際取締りを強化。
- 2025年以降、大阪・関西万博等の国際イベントが開催されるため、更なる水際取締りの強化が求められているところ、引き続き、警察等の関係機関や民間の関係業界団体と連携したテロ対策を推進。

＜税関検査で発見された不審貨物の例＞

※各画像はイメージ

刀剣類



玩具銃



ガスマスク



クロスボウ



- 不正な資金の流れを絶つことも重要。昨今、マネーロンダリング対策の重要性が強調される中、国際的に国境でのキャッシュクーリエ対策の強化が求められている。
- これまでの警察や保安検査員との連携を通じた取締体制の強化に加え、多額の現金の海外への不正な持ち出しに対する水際措置として、**紙幣探知犬（カレンシードッグ）を導入（2024年8月）**するなど、出国旅客に対する携帯品検査の強化を推進。



＜プレス公開の様子＞
デモンストレーション

紙幣探知犬のライラックス号（左）とトリ号（右）

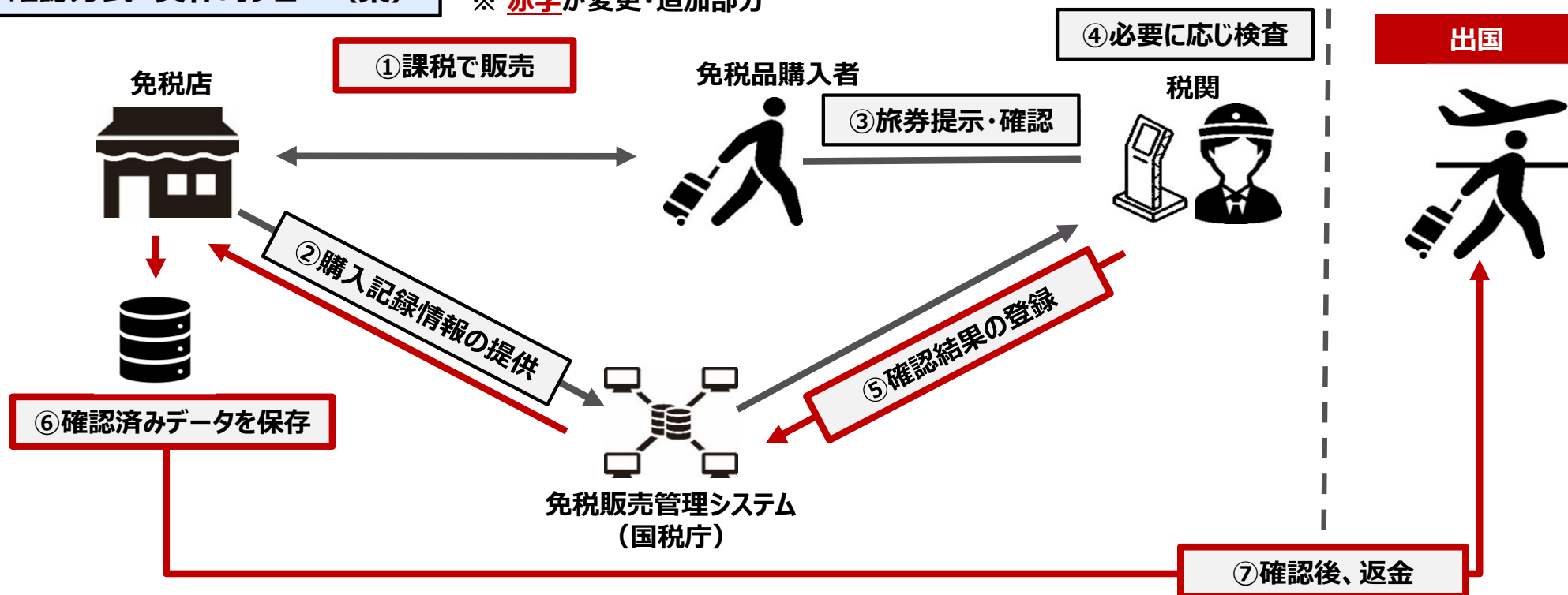
外国人旅行者向け免税制度の見直しについて

令和6年度税制改正大綱（抜粋）

- ✓ 外国人旅行者向け免税制度は、免税店の拡大と外国人旅行者の利便性向上を図り、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- ✓ 他方で、足下では多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となり、本制度の不正利用は看過できない状況となっている。
- ✓ こうした不正を排除しつつ、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とする。
- ✓ 新制度の検討に当たっては、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。

持ち出し確認方式 具体的フロー（案）

※ 赤字が変更・追加部分



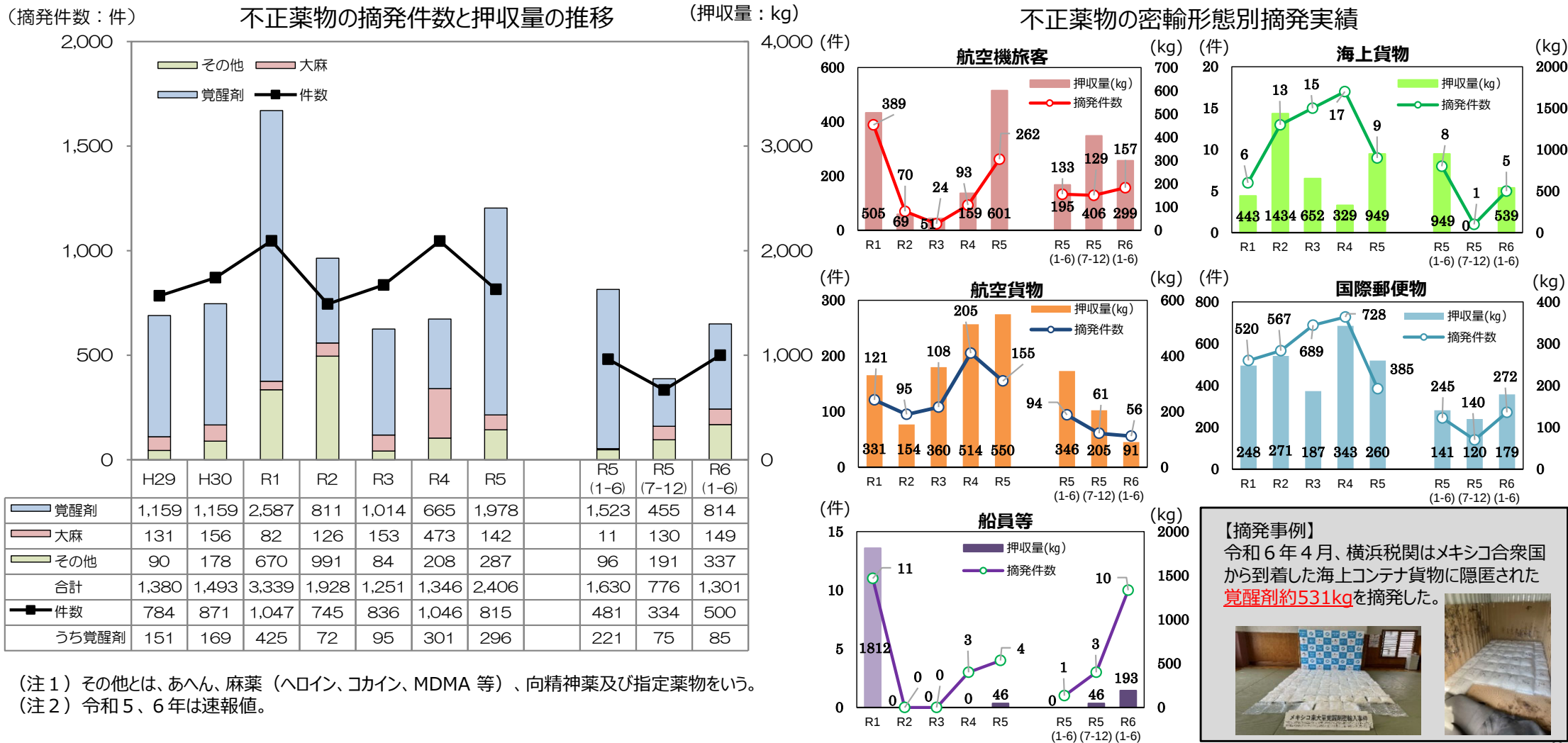
不正薬物の摘発状況

- 令和5年における不正薬物の押収量は、2トンを超え、8年連続で1トンを超え、過去2番目を記録。
令和6年上半期における不正薬物の押収量は1トン超え。

(参考) 令和5年の不正薬物の摘発件数は815件(前年比22%減)、押収量は約2,406kg(同79%増)

令和6年上半期の不正薬物の摘発件数は500件(前年同期比4%増)、押収量は約1,301kg(同20%減)

- 令和6年上半期は航空機旅客、国際郵便物及び船員等からの押収量が前年同期比で増加。

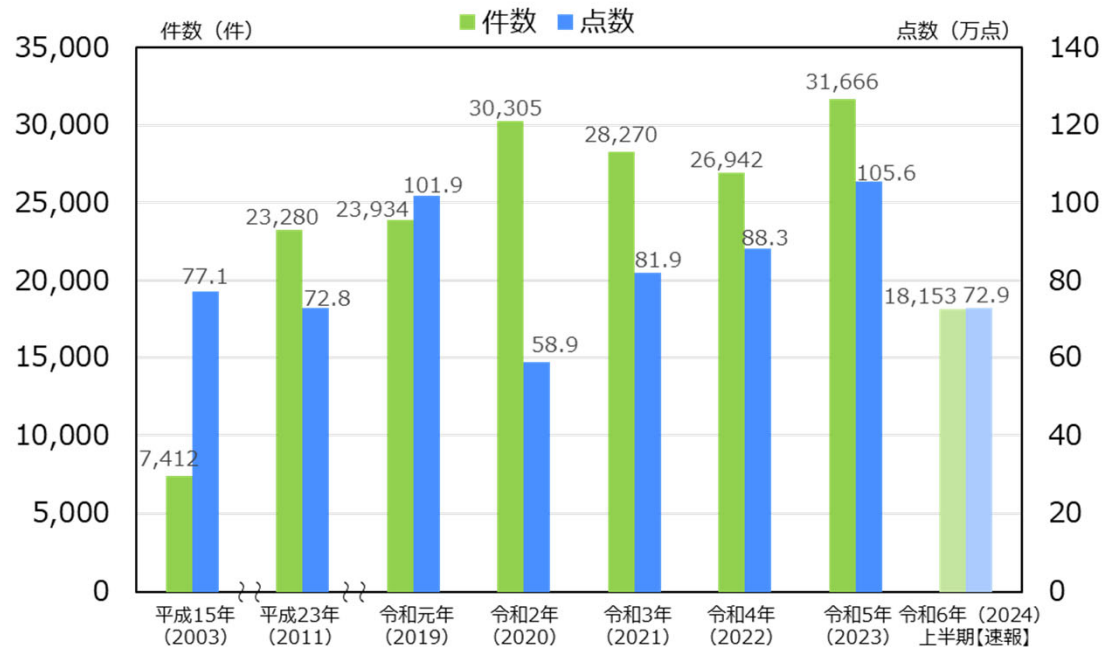


知的財産侵害物品の水際取締り

【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和5年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は31,666件（前年比17.5%増）、輸入差止点数は1,056,245点（前年比19.7%増）と、高水準で推移。

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



◆ 知的財産侵害物品の認定手続開始実績

	令和4(2022)年	令和5(2023)年	前年比	構成比
認定手続開始件数	32,033	32,869	102.6%	100%
通常手続	5,185	5,304	102.3%	16.1%
簡素化手続 (注)	26,848	27,565	102.7%	83.9%
輸入者による 争う旨の申出	4,325	1,267	29.3%	3.9%

(注)「簡素化手続」とは、輸入差止申立てに係る対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するかどうかについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するかどうかを認定する手続をいう。

(出所) 財務省「令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（令和6年3月8日）」

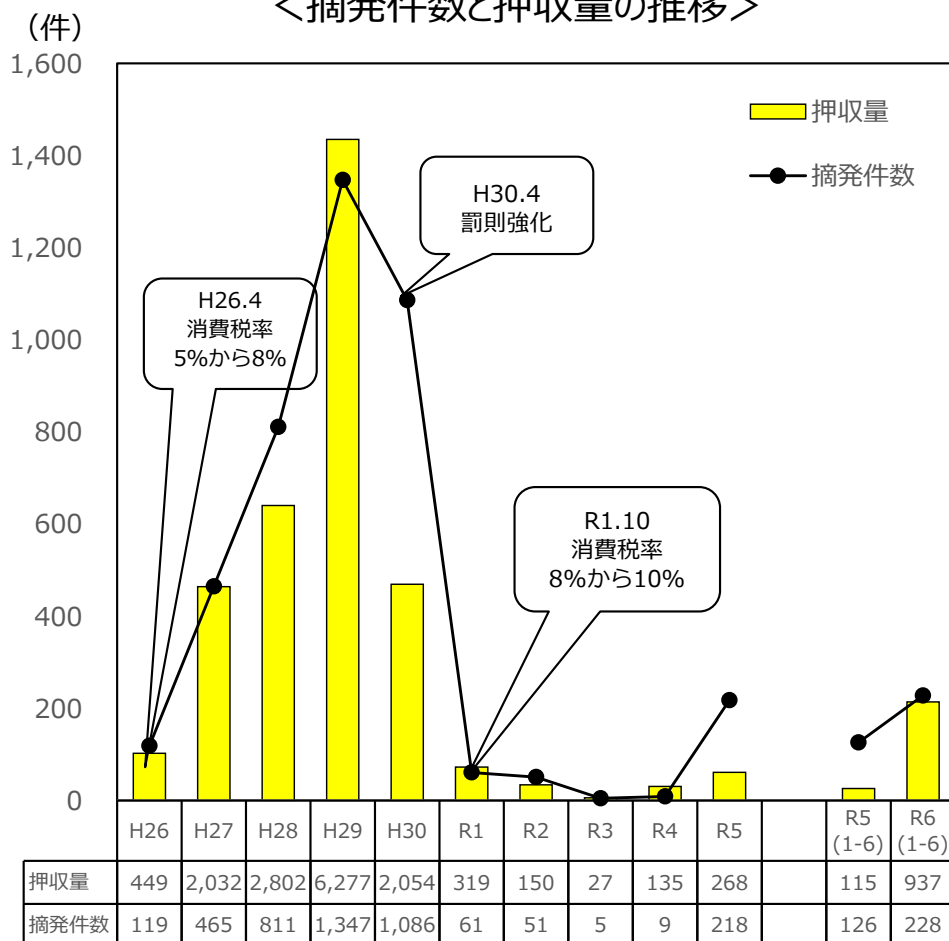
【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年から令和5年にかけて、知的財産侵害物品の輸入差止件数は増加（前年比17.5%増）した一方、輸入者が「争う旨の申出」を行った件数は1,267件（前年比70.7%減）と大きく減少しており、制度改正の効果が現れているものと考えられる。

金密輸入取締りに対する取組

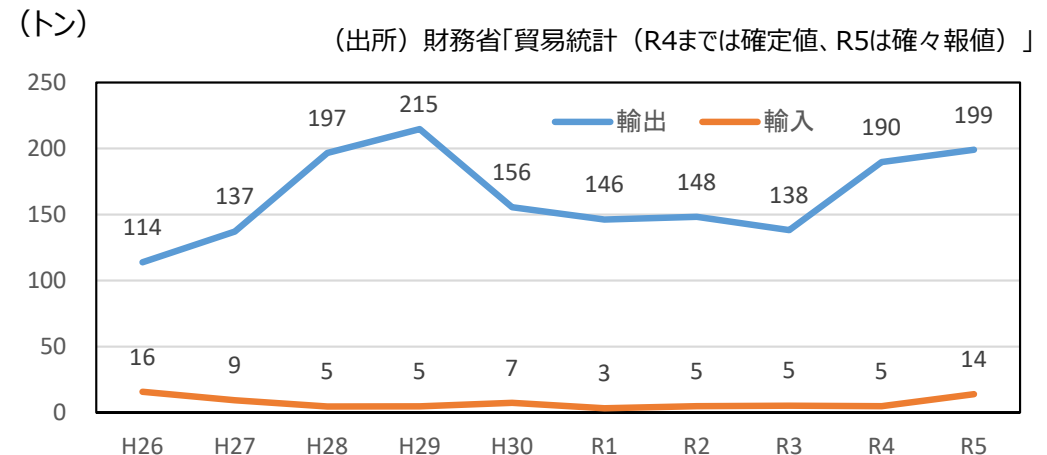
- 令和6年上半期における金の摘発件数は228件、押収量は約937kg。
- 平成30年4月の罰則強化を含む取組等により摘発は大幅に減少したものの、金の価格は高止まりしており、令和4年10月の水際措置緩和以降、密輸リスクの高まりが懸念。
- 隠匿手口が巧妙な事案も散見されることから、関係機関とも連携しつつ、検査機器の活用等により、引き続き、厳格な対応が必要。

＜摘発件数と押収量の推移＞



(令和5年、6年は速報値)

＜輸出入量の推移＞



＜巧妙な隠匿手口＞

韓国から福岡空港に到着した旅客の身辺（下着）に隠匿された**金地金約2kg**を摘発した。（令和6年1月・門司税関）



ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシ、及び両国以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車（ガソリンエンジン車・ディーゼルエンジン車は排気量1,900cc超）等の輸出禁止措置、ロシアからの機械類・電気機械及び、貴金属、上限価格超で取引される原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸入禁止措置を順次実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（令和4年4月20日成立、翌21日施行）。
- （注）同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、令和5年3月と令和6年3月にロシアに対する当該措置の期限を1年間延長する政令改正を行い、期限を令和7年3月31日とした。
- （参考）最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

経済安全保障上の脅威への対応

背景・課題

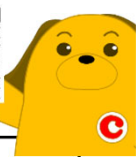
- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年 6 月21日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析に必要な体制を整備
 - 先端技術の輸出管理・技術管理等に取り組む
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止」の観点から以下に取り組む。
 - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**
国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
 - **体制強化**
経済安全保障情報分析センター室を2023年 7 月に新設するとともに、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
 - **民間事業者との連携**
通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
 - **規制対象物品の輸出実績の把握**
統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る(経済産業省等と連携)。

経済活性化のための保税地域の活用

保税ポータルも
見て欲しいワン！



- 保税地域においては、関税等の徴収を留保したまま外国貨物の保管、加工、展示等が可能である。
- こうした保税地域の特性を様々な分野において活用することで、経済活性化への寄与が期待されることから、事業者等への制度周知による保税制度のニーズの掘り起こしに取り組むとともに、「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」をとりまとめ、公表（R6.6）し、ニーズ等を踏まえた制度の見直しに取り組んでいる。

制度周知やニーズ把握等の取組

✓ 業界団体等への制度紹介

業界団体等に向けた制度の紹介やニーズ把握のヒアリングを実施。

✓ 「保税ポータル」の開設

税関ホームページに保税制度の情報提供等に特化した「保税ポータル」開設し、保税地域の許可を受けようとする事業者向けの手続案内をはじめ、各種資料や情報を掲載。（R6.5）

✓ 保税制度に関する意見募集

制度・運用面の課題やニーズ等を把握するため、保税ポータルに意見募集のページを設置。（R6.6）

保税ポータル

コンテンツ一覧

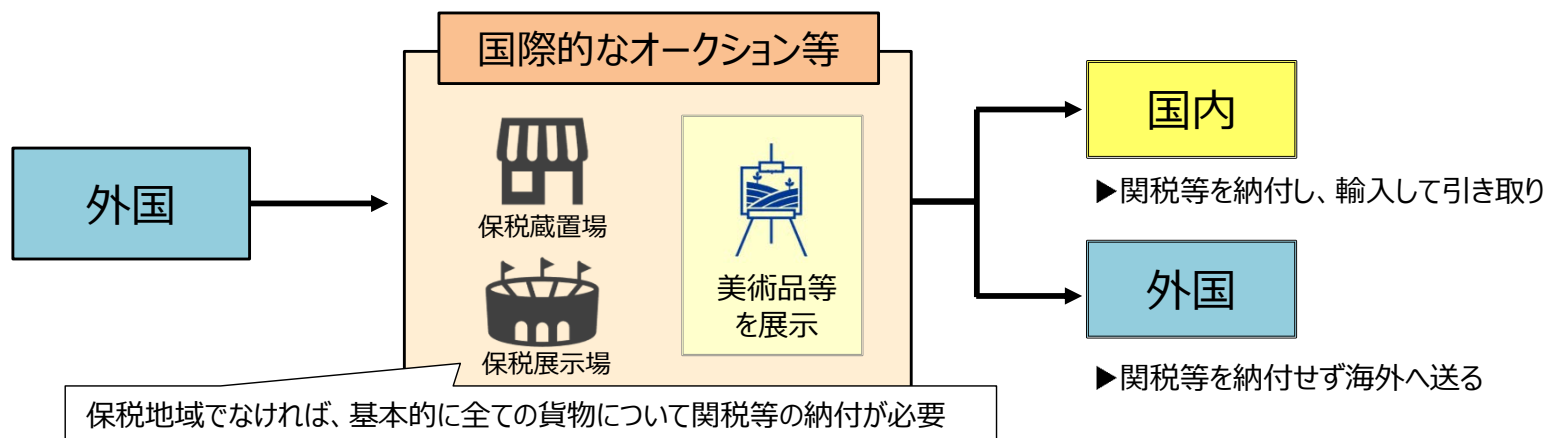


保税制度の情報提供等に
特化した保税ポータルの開設
（R6.5）



保税蔵置場の新規許可申請に
関するガイドライン
（保税ポータルに掲載）

保税制度の新たな活用例：国際的なオークション・ギャラリー・アートフェア



活用事例：



保税展示場における国際的なアートフェア
「Tokyo Gendai」



- 近年、輸入貨物の急増や、物流業界の人手不足、港湾・空港分野における国際競争の激化等、保税制度を取り巻く国際物流の動向が大きく変化している。
- また、こうした動きに併せて、保税業務における手続きの簡素化をはじめ、保税制度に対するニーズや課題に関する様々な声が寄せられている。
- 保税制度についてもより時代に即した制度となるよう見直す必要があることから、事業者へのアンケート結果や学識経験者等からの意見を踏まえ、「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」をとりまとめ、令和6年6月14日に公表した。

基本方針

利用者の利便性向上



保税業務における手続きの簡素化等を進め、利用者の利便性向上を図る。

保税制度の利活用促進



我が国経済に貢献する観点から、保税制度の潜在的なニーズの発掘を進め、制度の利活用促進を図る。

厳格な水際取締り



保税地域に係る検査・取締りの高度化・効率化により、厳格な水際取締りの水準を維持する。

具体的な施策例

①規定・運用の見直し



- ・保税運送・保税作業・保税許可等
手続きに関する利便性向上
- ・保税取締り等の高度化・効率化

②手続きのデジタル完結



- ・保税台帳の保存に関する負担軽減
- ・保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応（NACCSの利便性向上等）

③利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



- ・手続きのボトルネック解消等を図るための体制整備
- ・社内教育等に関する情報提供の更なる充実

※施策の検討にあたっては、AEO事業者との連携やベネフィットのあり方にも留意する。

→ 「とりまとめ」に位置付けた施策について、順次見直しを実施。

引き続き、水際取締りと簡素化等のバランスに留意しながら、着実に保税制度の見直しを進める。

税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」

概 要

税関を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者の一層の利便向上を図る等により、「**世界最先端の税関（スマート税関）の実現を目指す税関行政の中長期ビジョン**」（2020年6月に取りまとめ、公表）

中長期ビジョン

Solution（利便向上策）

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指す

Multiple-Access（多元連携）

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指す

Resilience（強靱化）

社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことを目指す

Technology & Talent（高度化と人材育成）

税関業務にAI等の先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指す。また、先端技術の活用に併せて人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指す

スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の策定等

税関を取り巻く新たな環境変化

スマート税関構想の取りまとめ後においても、モノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
- ・ 越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増等によるサプライチェーンの変化の加速
- ・ 民間部門のデジタルトランスフォーメーションを含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展
- ・ 経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現

など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化

- 環境変化へ適時に対応するとともに、ニーズも的確に捉え、**新たな施策に取り組む必要**
- 「スマート税関構想」を**構想に留めることなく、スマート税関を実現していくことが重要**



「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を策定し公表（2022年11月）

スマート税関構想の関連施策に係る工程表

「スマート税関構想2020」で掲げられている各施策については、目標・達成時期を定めた工程表に基づき進捗管理を行いつつ、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」に係る新規施策及び継続施策について、工程表を作成・更新し公表（2024年6月更新）



スマート税関の実現に向けた施策の主な進捗（年表）

2020年	2021年						2022年						2023年						2024年			
6月	2月	3月	4月	7月	8月	9月	1月	2月	4月	6月	9月	11月	2月	3月	4月	6月	7月	10月	1月	6月	7月	8月
・スマート税関構想2020の公表	・税関チャットボットを税関ホームページに導入	・ドローンを導入し検証開始	・電子申告ゲートの増配備（7大空港へ計58台） ・減免税手続の簡素化（加工修繕貨物） ・カルネ申告に係る申告官署の弾力 ・ビッグデータ解析（輸入事後調査に係る立入先選定支援）	・AEO制度の運営方針に係る新通達（運用の明確化） ・入国旅客等が行うスマートフォン決済アプリによる納税に対応	・イラン・イスラム共和国との税関相互支援協定に署名	・税関ホームページのリニューアル	・モルドバ共和国との税関相互支援協定に署名	・入国旅客等が行うクレジットカードによる納税に対応	・AによるX線検査画像審査支援の活用（外郵） ・マルチペイメントネットワークによる納税の対象拡大	・通い容器に関する簡素化対象の拡大 ・税関検査場における貨物の検査工程の一部オートメーション化	・ドローン環境の更なる充実 ・テレワーク対応可能業務の拡大	・タイ王国とのAEO相互承認の実施	・スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の公表	・スマートグラスを導入	・テレワーク対応可能業務の拡大	・バングラデシュ人民共和国との税関相互支援協定に署名	・インドネシア共和国との原産地証明書のデータ交換の本格運用開始 ・ボリビア多民族国との税関相互支援協定に署名	・経済安全保障情報分析センター室の設置 ・税関事務管理人制度の拡充 ・ビッグデータ解析（航空機旅客の取締りに係る検査選定支援）	・共同キオスク実証実験開始	・「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方」の公表	・AI・DX推進センター室の設置	・紙幣探知犬（カレンシードッグ）の導入

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和7年度関税改正

我が国における E P A 等の現状

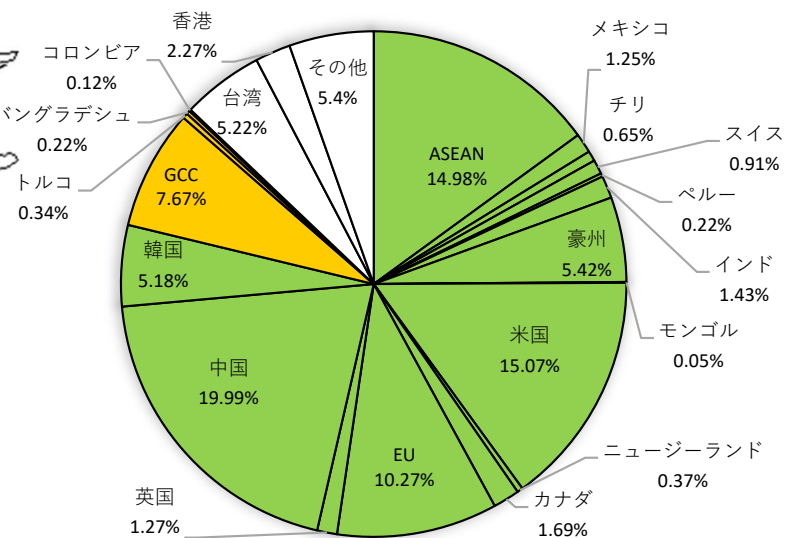
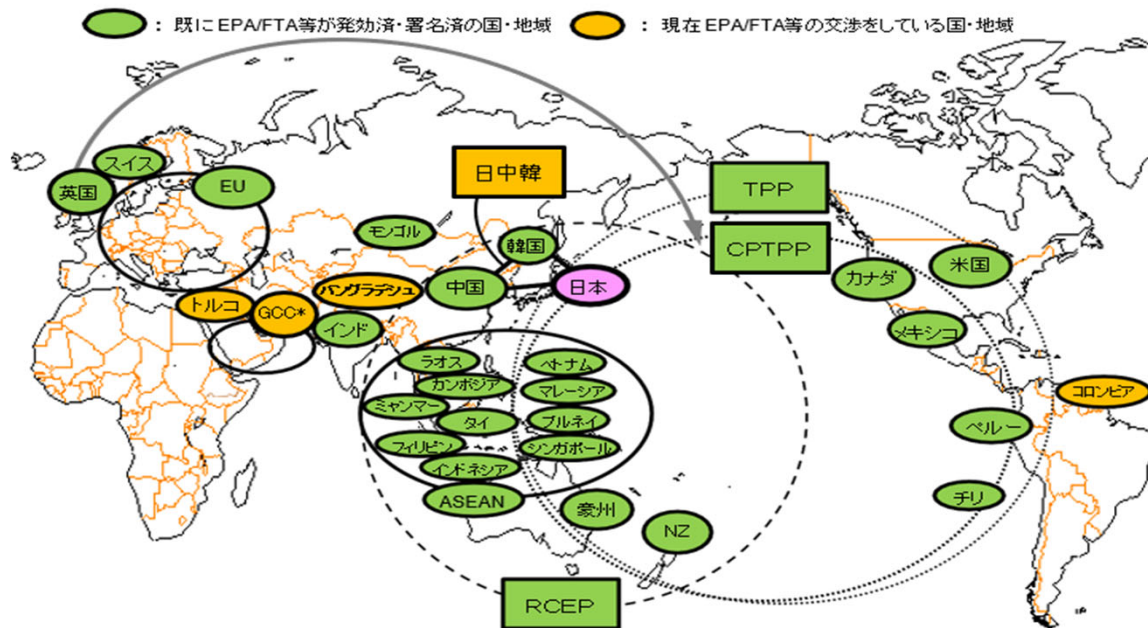
発効済 (20)

2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

署名済 (1)

T P P 12 (2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (2023年)



発効済 + 署名済

計 : 78.8%

交渉中 (含む中断中)

計 : 8.3%

発効済 + 署名済 + 交渉中

計 : 87.1%

(注1) GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)

(注2) 米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

(2024年5月現在 ; 外務省HPより抜粋)

出典 : 財務省貿易統計 (2023年確々報値)

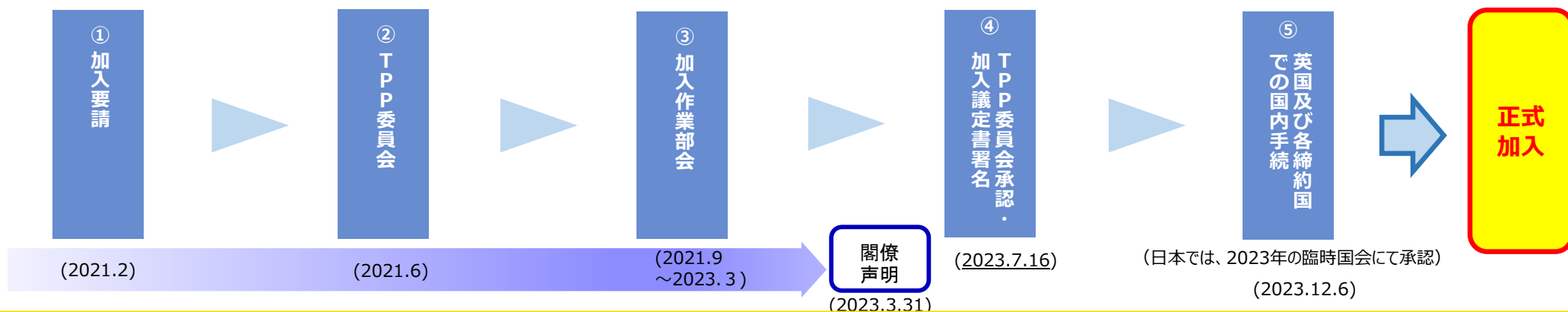
CPTPPへの新規加入の動き

- CPTPPは、2017年の米国のTPP離脱を踏まえ、2018年3月署名。
- 市場アクセス面でも、電子商取引、知財、政府調達、国有企業等ルールの中でもハイレベルの内容。
- 締約国は、日本、豪州、カナダ、メキシコ、NZ、ペルー、シンガポール、ベトナム、マレーシア、チリ、ブルネイ。

英国加入プロセス

- 2021年2月の加入要請後、同年6月TPP委員会（閣僚級）で**加入手続開始が決定**。
- 2021年9月28日から加入作業部会（議長：日本）を開催。英国が高いレベルのルールを遵守できるかの確認作業を実施。2022年2月18日以降、**市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行**。
- 2023年3月31日、**英国の加入交渉について実質的な妥結を公表**。
- 2023年7月16日、TPP委員会において締約国及び英国により**英国加入議定書に署名**。
日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、英国に続き、ペルーが2024年8月28日に国内手続き完了の旨を通報。これにより、遅くとも2024年12月15日に英国加入議定書が発効することとなった。

英国の加入手続きの流れ



インド太平洋経済枠組み（I P E F）

1. 経緯

- 2022年5月23日、米国が、バイデン大統領訪日時に、枠組みの立上げを発表。
- 2022年9月9・10日、閣僚会合を開催（於：ロサンゼルス）。以下の4つの柱に関する閣僚声明を発出。
- 2023年5月27日の閣僚会合（於：デトロイト）にて柱2（サプライチェーン）の交渉が実質妥結。
- 2023年11月13・14日の閣僚会合（於：サンフランシスコ）にて、柱2をIPEFサプライチェーン協定として署名するとともに、柱3（グリーン経済）と柱4（公正な経済）に加え、IPEF評議会及び合同委員会を設立するIPEF協定の交渉が実質妥結。柱1（貿易）は議論継続となった。
- 2024年6月6日の閣僚会合（於：シンガポール）にて、柱3をIPEFグリーン経済協定、柱4をIPEF公正な経済協定として、またIPEF協定について、署名。

2. I P E Fの概要

- 参加国：日・米・豪・ブルネイ・フィジー・インド（柱1を除く）・インドネシア・韓国・マレーシア・NZ・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム（14カ国）
- 交渉分野：以下の4つの分野を柱として協力の枠組みを構築。

柱1 貿易

- ・労働
- ・環境
- ・デジタル貿易
- ・農業
- ・規制に関する良き慣行
- ・サービス国内規制
- ・競争政策
- ・貿易円滑化
- ・包摂性
- ・技術支援・経済協力

柱2 サプライチェーン

- ・サプライチェーン強化のための協力・行動
- ・重要分野・重要物品の特定
- ・サプライチェーン脆弱性の監視と対応
- ・サプライチェーン協議会の設置
- ・労働者保護の強化
- ・危機対応ネットワークの設置

柱3 クリーン経済

- ・エネルギー安全保障と移行
- ・低減が困難な部門での温室効果ガス排出削減
- ・持続可能な土地利用及び海洋の解決策
- ・温室効果ガス削減のための革新的技術
- ・グリーン経済への移行を可能にするインセンティブ

柱4 公正な経済

- ・既存の多国間の義務、基準、及び協定に沿った税制、マネーローンダリング防止、及び贈収賄防止制度を通じた公正な経済の促進
- ・ノウハウの共有やキャパビル構築支援等

交渉中または交渉に向けて動きのある E P A 等

1. バングラデシュ（交渉中）

- 2026年11月、LDC卒業見込み。この場合、LDC特惠関税により無税とされていた多くの品目の関税が引き上げとなるため、我が国産業界からEPA締結の要請が接到。
- 2024年5月に交渉開始。第1回交渉会合（於ダッカ）を実施したが、7月以降バングラデシュ国内情勢が変動したことに伴い、第2回交渉会合については未定。

2. トルコ（交渉中）

- 2014年に交渉開始。17回の交渉会合を実施。

3. UAE（交渉開始に向けた動き）

- 2024年9月18日交渉開始を決定・公表。
- 今後しかるべきタイミングで第1回交渉会合を実施すべく、UAE側と調整する予定。

4. G C C（交渉再開に向けた動き）

- 2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。
- 2023年7月16日、岸田総理が中東歴訪中にブダイウィGCC事務総長の表敬を受け、2024年中の交渉再開と、それに向けた事前協議の開始で一致。

5. インドネシア（一般見直し）

- 2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に改正議定書に署名。
- 今後両国において改正議定書の批准に向けた国内手続きを了した後、発効の予定。

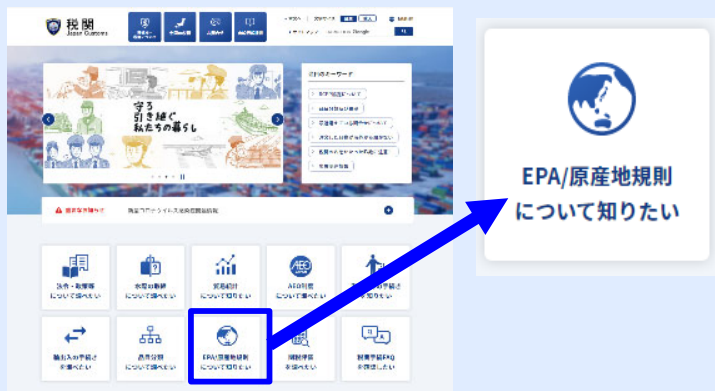
E P A利用促進に向けた取組

○事業者のE P A利用促進に向けた取組については、R C E P協定の発効後、我が国の貿易総額に占めるE P A等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割となったことにより、E P Aの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要とされている。

具体的な取組

- 情報発信の強化**：税関HPの利便性向上及び参考資料や動画コンテンツの充実等による情報発信の強化。
- 説明会の実施**：事業者のニーズに沿った説明会の開催による理解の促進。
- 輸出者支援**：輸出相談窓口の設置やEPA相手国に関する情報の充実による輸出者支援。
- アンケートの実施**：ヒアリングやアンケートを通じたニーズの把握。

【利便性の向上】



E P A 関連の情報を集約

【コンテンツの充実】



リーフレット等の充実

- 特恵税率適用の条件等
- 品目別原産地規則の検索
- 事後確認
- 通販貨物や個人輸入貨物について



YouTubeの活用

○E P Aとは何か？
メリット・利用手順について



○EPAの利用に向けて
～原産地規則～



○自己申告制度について
(new)

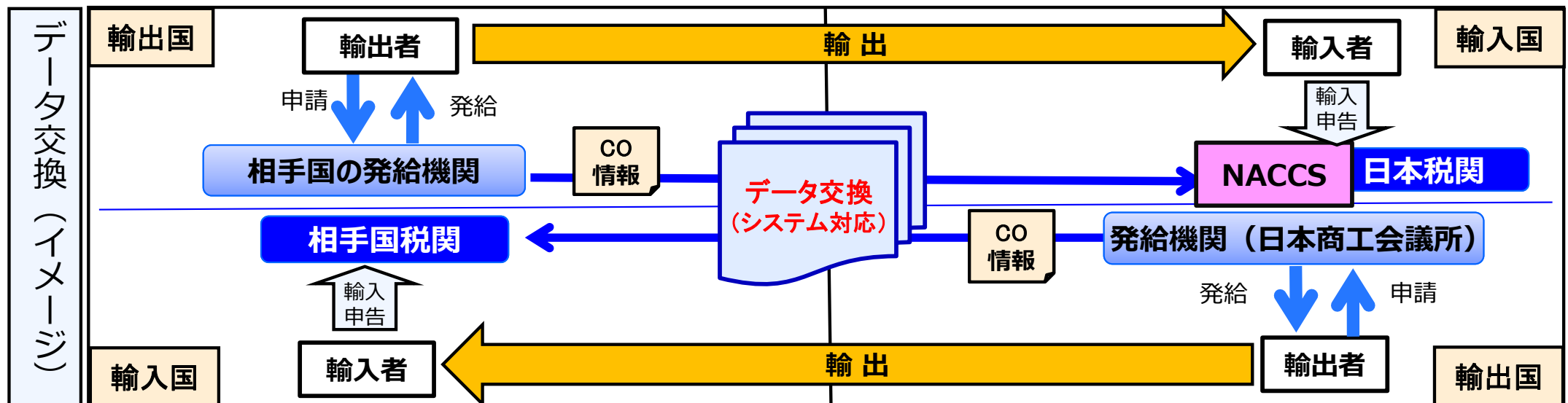


原産地証明書（CO）の電子化（データ交換）について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
原産地証明書（CO）は、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。
その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、2023年6月26日から運用開始。



WCO（世界税関機構）の概要

- ・世界186か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立（日本は1964年に加入）。
- ・各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- ・HS条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。

我が国の貢献

- ・21名の職員（うち本部に13名）を派遣し、事務局における政策立案・実施に大きく貢献。
- ・分担金：第3位（約5.68%、2024/2025年度）
関税協力基金（技術協力）：第1位（約21.3%、2022/2023年度）。
- ・WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。

最近の動き

- ・2024年1月、事務総局長に、御厨邦雄氏（任期:2009年1月～2023年12月、3期合計）の後任として、米国のイアン・サンダース氏が就任した。
- ・2024年1月より、アジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）を日本がホスト。東京に開所。
- ・2024年7月にアジア・大洋州地域キャパシティビルディング事務所（ROCB・AP、在バンコク）の所長に我が国税関出身者が新たに就任した。

（参考）事務局

- ・本部
ブリュッセル（ベルギー）
- ・事務総局長
イアン・サンダース（米国）
任期：2024年1月～2028年12月



関税技術協力

- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国を重点としつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA及びWCO（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。
- 令和5年度は一部案件についてオンラインを活用しながら、受入研修を30件（330名）、専門家派遣を54件（114名）実施。

主な実施形態と実施例

【受入研修】

日本で開催するワークショップ等に関税途上国税関職員を受入れ

（例）アジア地域の税関職員10名程度を受け入れ、税関研修所や税関での講義・視察を実施。参加者は各国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

【専門家派遣】

支援対象国で開催するワークショップ等に関税我が国の税関職員を派遣

（例）太平洋島嶼国地域及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする、WCO及びJICAと連携して実施するマスタートレーナープログラム（現地の指導教官となる職員を育成するプログラム）に、我が国税関職員を専門家として派遣。

【JICA長期専門家】

JICAの予算を活用し、2～3年程度の期間、支援対象国に関税我が国の税関職員が専門家として常駐し、助言等を実施

（例）マレーシアにおける税関分析所の設立及び円滑な運用に向けた支援、カンボジア、ラオス及びタイ税関に対する更なる貿易円滑化の推進のための支援を実施。



1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和7年度関税改正

令和 7 年度関税改正の主な検討事項

改正項目	内 容
暫定税率等の適用期限の延長等	・ 暫定税率及び特別緊急関税制度の適用期限の 1 年延長 ・ 加糖調製品（ 5 品目）については、併せて暫定税率の引下げ
沖縄に係る関税制度上の特例措置	・ 沖縄における選択課税制度の適用期限の 2 年延長 ＜参考＞ 沖縄における選択課税制度 国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率（原則）と製品に対する関税率のいずれか低い税率を選択可能とする制度。
犯則調査手続のデジタル化への対応	・ 刑事訴訟法における刑事手続のデジタル化の検討状況を踏まえ、犯則調査手続のデジタル化へ対応
LDC特恵税率が適用対象外となる際の経過措置期間の延長	・ LDC卒業後のLDC特恵税率適用除外までの期間を 3 年に延長 ＜参考＞ 開発途上国からの輸入に対しては、通常関税率より低い税率を適用し（一般特恵）、LDCについては一層の優遇措置（LDC特恵）を講じている。 令和 5 年10月及び令和 6 年 3 月にWTOにおいてLDC卒業後の円滑で持続可能な移行期間を設けることを奨励する旨の文書が合意・採択されたことを受け、外務省より要望があったもの。